

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 4 号

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成 1 8 年上尾市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号から第 7 号までを次のように改める。

- (3) 健康保険資格確認書
- (4) 国民健康保険資格確認書
- (5) 後期高齢者医療資格確認書
- (6) 船員保険資格確認書
- (7) 共済組合資格確認書

第 7 条第 1 項中第 1 5 号を削り、第 1 6 号を第 1 5 号とし、第 1 7 号を第 1 6 号とし、第 1 8 号を第 1 7 号とする。

第 1 号様式中「健康保険証等」を「本人確認書類」に改める。

第 2 号様式中「あなたが加入している健康保険の被保険者証等」及び「代理人本人であることを確認するため、代理人の運転免許証又は代理人が加入している健康保険の被保険者証等」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の上尾市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 7 条第 1 項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する印鑑の登録について適用し、施行日前に申請した印鑑の登録については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の上尾

市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）

第 1 号様式による書類は、新規則第 1 号様式によるものとみなす。

- 4 この規則の施行の際、現に交付されている旧規則第 2 号様式による書類は、新規則第 2 号様式によるものとみなす。